

静岡県人事委員会訓令第2号

静岡県人事委員会事務決裁規程（昭和51年静岡県人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年7月23日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

改正前	改正後
<p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第3条 事務局長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。</p> <p>(1)～(27) (略)</p> <p>(28) 静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第4号。以下「職員特殊勤務手当条例」という。）<u>第20条第1項第3号</u>の規定による手当の支給対象となる作業の承認又は<u>同条第3項第1号</u>の規定による手当額を加算する作業の承認</p> <p>(29) (略)</p> <p>(30) <u>静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年静岡県条例第17号）附則第4項</u>の規定による手当額を加算する作業の承認</p> <p>(31) 静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関</p>	<p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第3条 事務局長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。</p> <p>(1)～(27) (略)</p> <p>(28) 静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第4号。以下「職員特殊勤務手当条例」という。）<u>第20条第1項第4号</u>の規定による手当の支給対象となる作業の承認又は<u>同条第3項第2号</u>の規定による手当額を加算する作業の承認</p> <p>(29) (略)</p> <p>(30) <u>静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7—48）第12条第4項</u>の規定による手当の支給対象となる災害の承認又は<u>同条第5項</u>の規定による手当額を1,080円とする災害の承認</p> <p>(31) <u>静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年静岡県条例第17号。以下「教職員特殊勤務手当条例」という。）第10条第1項2号</u>の規定による手当の支給対象となる作業の承認</p> <p>(32) <u>教職員特殊勤務手当条例附則第4項</u>の規定による手当額を加算する作業の承認</p> <p>(33) <u>静岡県教職員の特殊勤務手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7—297）第3条の3第1項</u>の規定による手当の支給対象となる災害の承認又は<u>同条第2項</u>の規定による手当額を1,080円とする災害の承認</p> <p>(34) 静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関</p>

<p>する規則（静岡県人事委員会規則 7—29） 第 5 条第 1 項第 2 号の規定による手当の支給対象となる作業の承認、<u>同条第 2 項</u>の規定による手当額を加算する作業の承認又は<u>同条第 4 項</u>の規定による著しく危険である区域の承認</p> <p><u>(32)</u> 特殊勤務手当の運用について（通知）第 1 項静岡県職員の特務手当に関する条例関係等第 2 号アの規定による手当額を加算する作業の承認又は<u>同項第 7 号イ</u>の規定による手当額を加算する区域の承認</p> <p><u>(33)～(71)</u> （略）</p>	<p>する規則（静岡県人事委員会規則 7—29） 第 5 条第 1 項第 2 号の規定による手当の支給対象となる作業の承認、<u>同条第 2 項</u>の規定による手当額を1,080円とする災害の承認、<u>同条第 3 項</u>の規定による手当額を加算する作業の承認又は<u>同条第 5 項</u>の規定による著しく危険である区域の承認</p> <p><u>(35)</u> 特殊勤務手当の運用について（通知）第 1 項静岡県職員の特務手当に関する条例関係等第 2 号アの規定による手当額を加算する作業の承認又は<u>同項第 7 号ウ</u>の規定による手当額を加算する区域の承認</p> <p><u>(36)～(74)</u> （略）</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。